

茨城県における「義務付け・枠付け」の見直しについて

1 「義務付け・枠付け」とは

- 国が法令等により一律に、地方公共団体に対して、一定の活動を義務付けたり、活動に関する手続・基準等を定めることをいいます。
- 地方公共団体の自主性・自立性を高めるため、地方分権改革推進委員会の勧告を受けて見直しが進められ、地域の実情に合わせた改善が行われています。

2 茨城県における取組

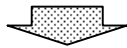
■ 平成24年度

「公共施設の設置管理の基準」等の見直しに関する第1次及び第2次一括法に基づき、37条例を制定・改正しました。 ※うち、23条例で本県独自の基準を設定しました。

<本県独自の基準の例>

県道の構造に関する基準（関係法：道路法）

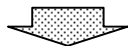
- 国基準
- ・山地部でのみ1.5車線整備が可能
 - ・歩道の最小幅員は2.0m
 - ・標識のローマ字は漢字・かなの2分の1の大きさ



- 県独自基準
- ・平地が多い本県の地域特性に鑑み、平地でも1.5車線整備可
 - ・歩道整備を促進するため、最小幅員1.5m可
 - ・視認性向上のため、ローマ字は漢字・かなの3分の2の大きさも可

特別養護老人ホーム等の居室定員に関する基準（関係法：老人福祉法、介護保険法）

- 国基準
- ・特別養護老人ホーム等の居室定員1人

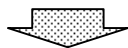


- 県独自基準
- ・低所得者の利用も可能とするため、入所者の私生活の平穩に配慮できる設計上の工夫を行う場合との条件付きで、居室定員4人以下も可

福祉施設等における災害対策に関する基準

（関係法：児童福祉法、老人福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、生活保護法、社会福祉法）

- 国基準
- ・法律が所管する施設によって不統一な基準




- 県独自基準
- ・東日本大震災を踏まえ、入所者の安全確保の観点から、災害計画の策定、定期的な訓練の実施及び災害設備の設置について義務化。さらに、食品・医療品等の備蓄及び地域住民等との連携協力体制の整備について努力義務化。

■ 平成25年度

「付属機関の委員の定数」等の見直しに関する第3次一括法に基づき、条例改正を予定

<本県独自の規定の例>

社会福祉審議会の委員の定数（社会福祉法）

- 国規定による枠付け ・35人以内  県条例で規定 ・28人以内